

ご家族の皆様方にご確認いただきたいこと

－皮膚の提供について－

ご家族の皆様にとりましては、辛く悲しいときとお察しいたします。

このたび、このような時に皮膚の提供についてのご説明をさせて頂く機会を与えていただきましたことに心から感謝申し上げます。私どもは、ご本人のご意思またはそれをふまえたご家族の皆様のご判断を活かせるようできる限りの努力を払って参りたいと思います。

これからお話をさせていただきますが、お話の途中でもご不明な点やご質問がございましたら、ご遠慮なく担当のコーディネーターにお伝えください。

また、お話を聞きたくない場合はいつでもお伝えください。その時点でお話を中止させていただきます。

1. 組織移植について

組織移植とは、機能障害や機能不全に陥った生体組織・臓器に対して人間の組織（Tissue）を移植して、その機能の回復を図るものとされています。

組織（Tissue）とは身体のうちで一定の役割を担う細胞のことをいい、臓器（Organ）とは区別されています。例えば、けがや病気のために組織が壊されて回復できなくなると寝たきりになったり、又生命を維持できなくなったりします。このような方に、組織の一部を移植することで機能を回復させることが組織移植です。

2. 組織提供の大切さ

組織の移植を受けることが唯一の望みである方々がたくさんいらっしゃいます。これまでに世界中で何千人もの人が組織移植のおかげで救われています。これは組織の機能が損なわれて困っている人達のために提供者（Donor）になってくださる人達がいるからです。けれども組織移植が必要な患者さんの数は提供なさってくださる方の10倍は多く、そのほとんどがいつになるか分からない移植を待っているのが現状です。

3. 皮膚移植とは

皮膚移植はおもに身体の広い範囲にやけどをおわれた方の命を救う目的で移植されます。深いやけどを受けた部分は、感染症を起こす前にやけどをしていない場所から皮膚を移植して治療を行います。広範囲のやけどでは自分の正常な皮膚が少ないために、多くは移植前になくなってしまいます。その為、ご提供いただいた皮膚を、自分の皮膚だけでは守りきれない所へ移植することにより、著しい救命率の改善となります。

4. 皮膚のご提供について

1) 採血

感染症の確認をさせていただくために採血（10cc）をさせていただきます。

検査項目：HBs 抗原、HCV 抗体、HIV-1 抗体、HIV-2 抗体、
HTLV-1 抗体、CMV 抗体、TPHA、ヒトパルボ B19

2) ご提供いただくことが可能な部位・厚さ

部位：背中、臀部、大腿、腹部、胸部、上腕

(お着物を着て頂いた際に見えない部分とお考え下さい。)

厚さ：約 0.3～0.5mm

(1mm にも満たない厚さですので皮膚を全層ですべて採取するわけではありません。)

3) 背中側からのご提供について

背中側より皮膚のご提供を頂く場合に、お身体をうつ伏せの状態にさせていただきます。その為、それまでお身体の背中側に集まっていた血液が体内を通り、お顔の表面に移動し、うっ血と呼ばれる状態を生じ、目の周りや唇が紫色になってしまう場合があります。

うっ血は必ず防げるとは限らないため、起きないように細心の注意を払い、予防策を行っておりますが、このような状態になってしまう可能性があることとお話しさせていただきます。

4) 皮下への生理食塩水の注入について

ご提供いただく部分に、体液と同等の生理食塩水を入れさせていただきます。これは背中など、凹凸のある部分をなるべく平らにし、一定の厚さでご提供いただくためです。このことにより非常に良い状態の皮膚をご提供いただくことができ、移植の手術も大変良い状態で行うことができます。

5) ご提供いただいた部分

ご提供後は、お身体から出血や浸出液などが少なからず出る場合がございますので、吸収性のよいパッドをあてさせていただきます。そのため見た目上、お身体が多少ふっくらとなります。

6) ご提供にかかる時間

手術後ご遺体をきれいにし、ご家族にお会いいただくまでおよそ2時間から2時間半を要します。皆様のご疲労もあることと思いますので、

この間病院内でお待ちいただいても、ご自宅に戻られても構いません。終了間近になりましたら、こちらからご連絡させていただきます。

7) ご提供後の皮膚

ご提供いただいた皮膚は移植を行うまで組織バンクにおいて厳重な管理の下で凍結保存され、移植が必要な方のためにいつでも移植ができるようにしております。また、一部の皮膚を用いて培養皮膚を作成し、移植する研究を行っております。研究に転用するのは、ご本人又はご家族のご了解が頂けたときのみ役立たせていただきます。

5. 提供ができなくなる場合について

1) 死因の特定のための検視が必要な場合

死因が事故死など、病死以外による場合は、死後に警察の検視を受けなければならないことがあります。検視自体は組織の提供を不可能にするものではありませんが、場合によっては組織の提供よりも司法、行政解剖が優先され組織の提供が不可能になることもあります。

2) 医学的問題がある場合

皮膚採取後の血液検査の結果、危険な細菌・ウイルスの感染が判明した場合または癌、その他、移植を行う際に問題となる合併症が判明した場合には移植が出来なくなることがあります。さらに、ご提供いただいた後の皮膚細菌検査で移植に適さないことが判明した場合、その組織を組織移植医療推進のための教育・研究に使用させていただきます。検査結果につきましてはご要望があればお知らせ致します。

6. 皮膚提供に関わる費用について

皮膚提供に付随する検査や手術などの費用についてご家族の負担はありません。また、皮膚の提供はあくまでも善意による無償の行為です。したがって、ご提供頂いた皮膚は社会に寄与されたもののご認識ください。

7. 提供後について

組織移植の一般の方針として、組織を提供された方のご家族にも、移植を受けられた患者さんの側にもその個人を特定できるような情報をお知らせすることは出来ません。しかしながら、移植後の経過については、ご希望されれば移植コーディネーターよりご報告させていただきます。

8. 否定することの自由について

組織の提供はご家族の皆様と移植に関わる関係者との信頼のうえで進められて行くべきものです。ご家族のご意思に変化が生じた場合、又、もし提供を中止したいと思われた場合には手術開始以前であればご遠慮なくお申し出下さい。その時点で中止させていただきます。その場合、皆様が不利益を被ることは一切ありません。

9. プライバシーの保護について

私どもは、プライバシーの保護を第一に考え、組織提供される方の個人を特定できる情報は一切公表いたしません。

10. ご家族の承諾について

ご家族の皆様の総意により、皮膚提供をご承諾される場合は、ご家族の代表の方に組織提供承諾書へ署名・捺印していただきます。承諾をされた後でも、手術の前であれば皮膚提供のご承諾は撤回可能です。

以上で、ご説明は終わりですが、疑問に思われることや不安に思われること、ご希望などございましたらいつでもお伝えください。

平成 年 月 日

担当コーディネーター

連絡先

【09100】 杏林大学病院

科名(○で開む) 内・1内・2内・3内 外・1外・2外・見 新・整・眼・循	依頼 月 日	SRL Communication for Health	病院控 受領証
	男・女		
採取 月 日	材料	提出材料を 80分以内 61分以内 12分以内 で開んで 下さい。	コメント スリガツカの 検体
	採取 時 分		
入院・外来	血液 血清 血漿 髄液 尿 部分尿		
病棟	検査 週		
提出医 タナカ	イキョク		

003
【スキンバンク依頼書/患者請求なし】

SRLJ-F	検査項目名	採血量/採血管
<input type="checkbox"/> 03435	ABO・Rh血液型	EDTA-2Na2ml
<input type="checkbox"/> 09162	血球計算8種	EDTA-2K2ml
<input type="checkbox"/> 04380	GOT	
<input type="checkbox"/> 04397	GPT	
<input type="checkbox"/> 04365	γ-GPT	
<input type="checkbox"/> 28042	HBs抗原(CLIA)	
<input type="checkbox"/> 00441	HCV抗体・第3世代(RIA)	
<input type="checkbox"/> 28324	HIV抗原・抗体(ELISA)	血液9ml
<input type="checkbox"/> 28067	HTLV-1抗体(CLIA)	(ブレイン管9ml)
<input type="checkbox"/> 53723	梅毒定性(平板法)	
<input type="checkbox"/> 53731	梅毒定性(TPHA法)	
<input type="checkbox"/> 51349	サトウ IgM(EIA)	
<input type="checkbox"/> 63235	ヒトヘルペスB19DNA(PCR)	
	細菌検査	
<input type="checkbox"/> 86960	一般細菌特殊検査5	ヒ7組織
<input type="checkbox"/> B5770	抗酸菌特殊検査	ヒ7組織

下記に採取部位をご記入ください。

平成 年 月 日

病院

病院長

殿

御 依 頼

東日本組織移植ネットワーク（以下 本会）は平成11年2月に発足し、東日本における同種組織移植治療普及のために心臓停止後のご遺体から組織（心臓弁・血管・気管・骨・皮膚等）を採取・凍結保存し、組織の欠損や障害を持つ方に組織を移植し、多数の患者さんの救命やQOLの向上にむけて活動しています。組織温阻血時間をなるべく短くするために組織摘出を夜間、しかも出来るだけ清潔な場所で行う場合があります。本会の組織移植医療普及活動に対してご理解、ご協力をお願いしたく、特に貴施設で組織提供希望者があり、組織提供承諾書の提出があった場合、以下の項目について趣旨をご理解の上、ご許可をよろしくお願いいたします。

1. 組織採取を貴施設手術室またはそれに準ずる部屋を使用させていただくこと
2. ご遺族への説明・待機のための部屋を使用させていただくこと

組織採取の際には貴施設のご迷惑にならないよう、迅速を旨とし、必要な物品（皮膚消毒・手術衣・手術器械・採取保存器具等）は摘出チームが持参いたしますが、もしも現場でお借り上げた物品がある場合には後日責任を持って摘出チームが返却させていただきます。また、使用後の手術室の清掃等も遺漏無く行います。

以上、本会のご主旨をご理解の上是非ともご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

東日本組織移植ネットワーク 世話人 代表 島崎 修次

平成 年 月 日

東日本組織移植ネットワーク
世話人代表 島崎 修次 殿

(施設名) _____

(施設長名) _____ 印

組織移植医療を目的とした心臓死後組織提供希望者（ドナー）からの組織採取に関して、下記について許可します。

記

1. ドナーの組織採取を当施設手術室もしくはそれに準じる場所にて施行すること
2. ドナーの家族への説明ならびに待機を当施設にて行うこと

皮下注すべきポイント

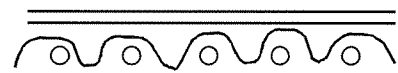
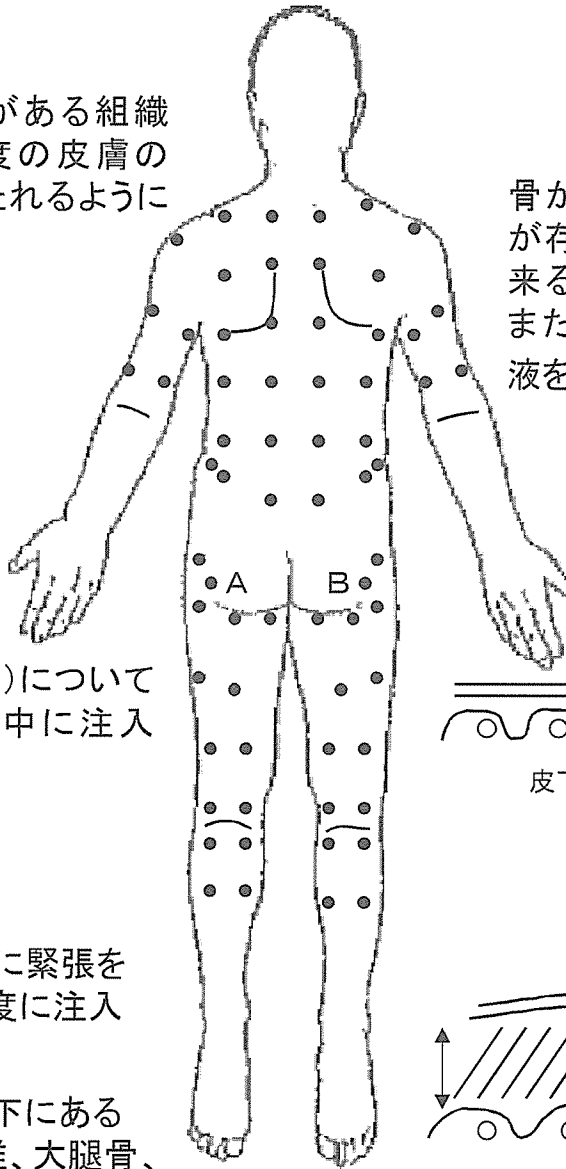
皮下に骨がある組織
はある程度の皮膚の
緊張が保たれるように
いれる

骨が皮下の浅い部分
が存在する場合は出
来るだけ皮下に生食
または乳酸リンゲル
液をいれる

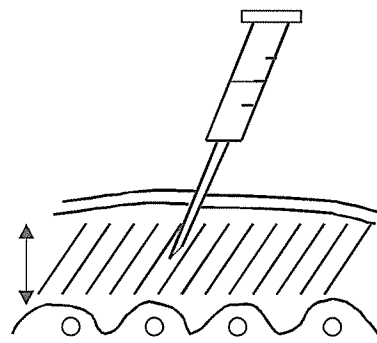
臀部(図A・B)につい
ては大臀筋の中に注
入する

皮下組織に緊張を
与える程度に注入
すること

特に骨が下にある
部分(脊椎、大腿骨、
肋骨、腰部)などを
中心に



皮下注前

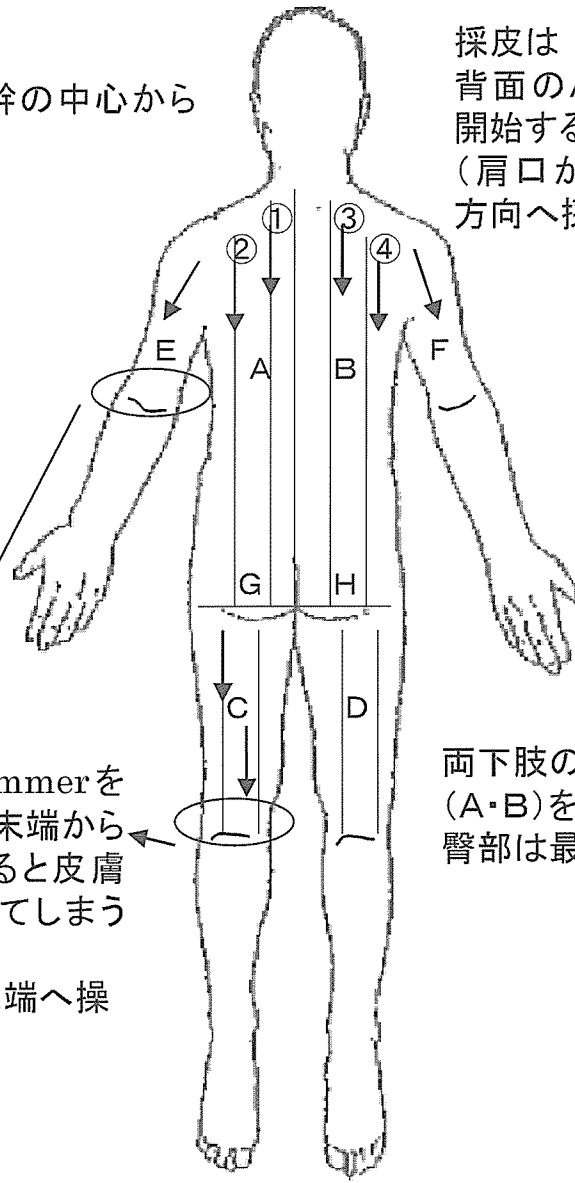


皮下注後

採皮の手順と方向

基本は体幹の中心から
外へ採皮

採皮は
背面のAまたはBから
開始する
(肩口から臀部までの
方向へ採皮)



この近辺はZimmerを
使用した場合、末端から
中枢へ採取すると皮膚
がざっくり切れてしまう
可能性あり
必ず中枢から末端へ操
作する

両下肢の採皮は背面
(A・B)を終了し行う。
臀部は最後に採取する

センター長	副センター長

2006年
臓器組織移植センタードナーファイル
KYO-06 - -

報告日 年 月 日

報告者 _____

「ドナー情報」チェックリスト

提供施設名 _____

採取日 平成____年____月____日 ()

Mac へ入力

- Donation Report
- Information Sheet
- Preservation Sheet
- 在庫データ
- フォローアップ
- その他 ()

VAIO へ入力

- ドナー情報受診一覧
- Skin Bank Time table & 派遣人員リスト
- 提供病院への報告書
- その他 ()

提供病院関係者

院長 _____
診療科長 _____
主治医 _____

事務 _____

看護師長 _____
看護師 _____

手術室 _____

「ドナーファイル」作成リスト

提供施設名 _____

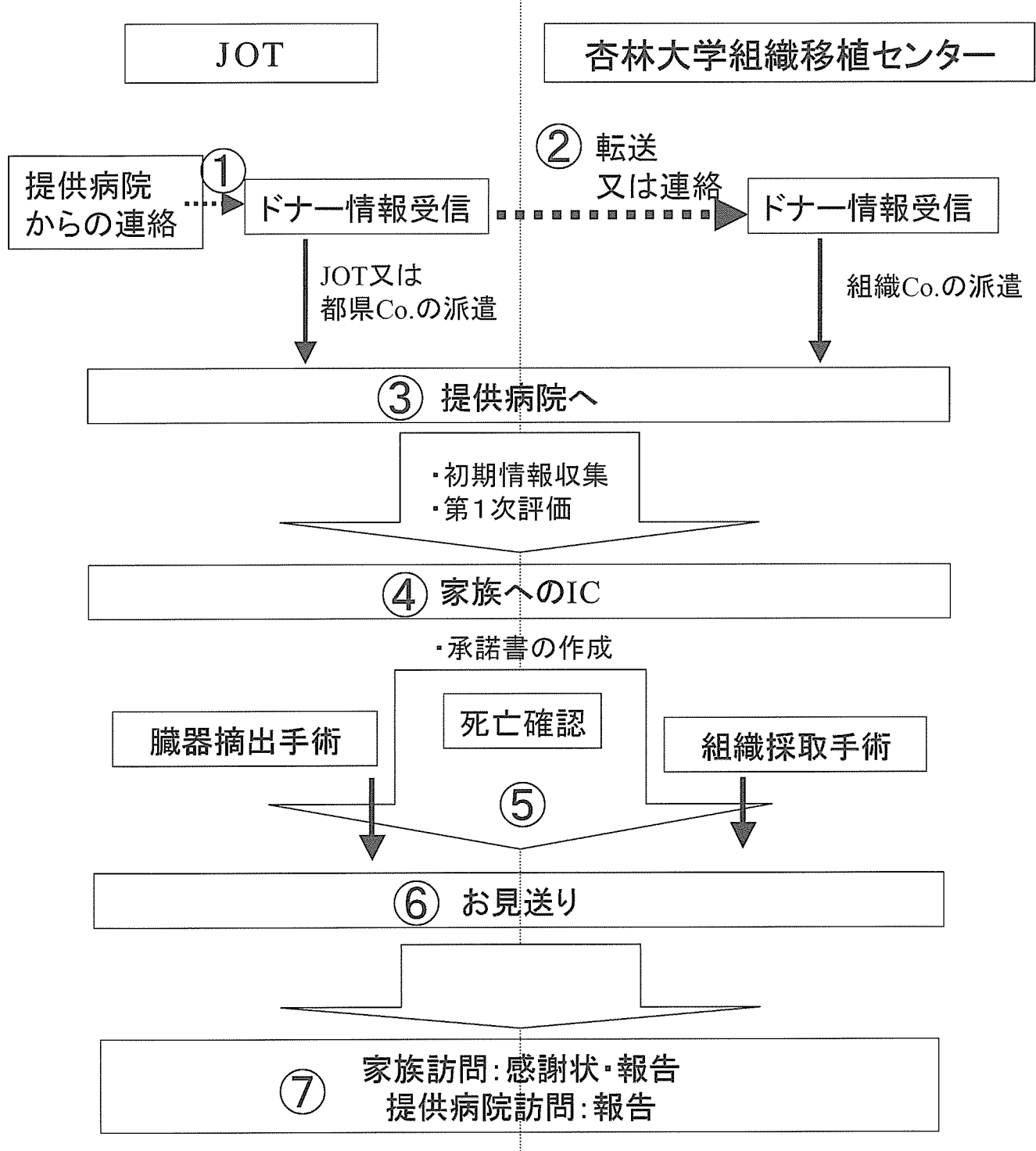
採取日 平成____年____月____日（ ）

ファイルするもの

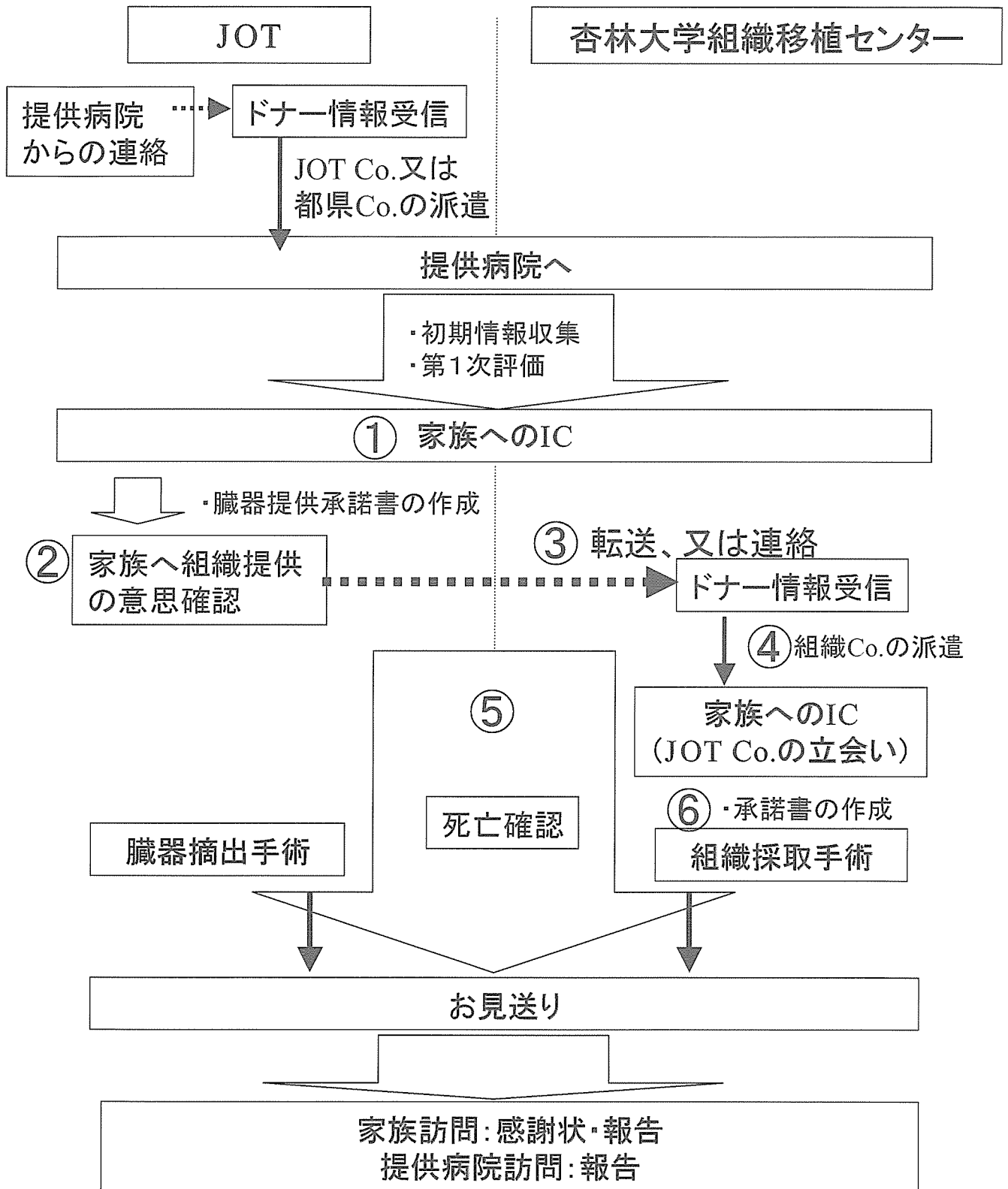
- Donation Report
- 組織提供承諾書
- ドナー情報用紙
- Information Sheet
- 感染症データ
- Procurement Sheet
- 採皮チェックリスト
- Preservation Sheet
- Skin Bank Time Table&派遣人員リスト
- 出張採皮証明書
- 凍結皮膚保存表
- レコーダー用紙
- 採皮物品チェックリスト

担当 _____

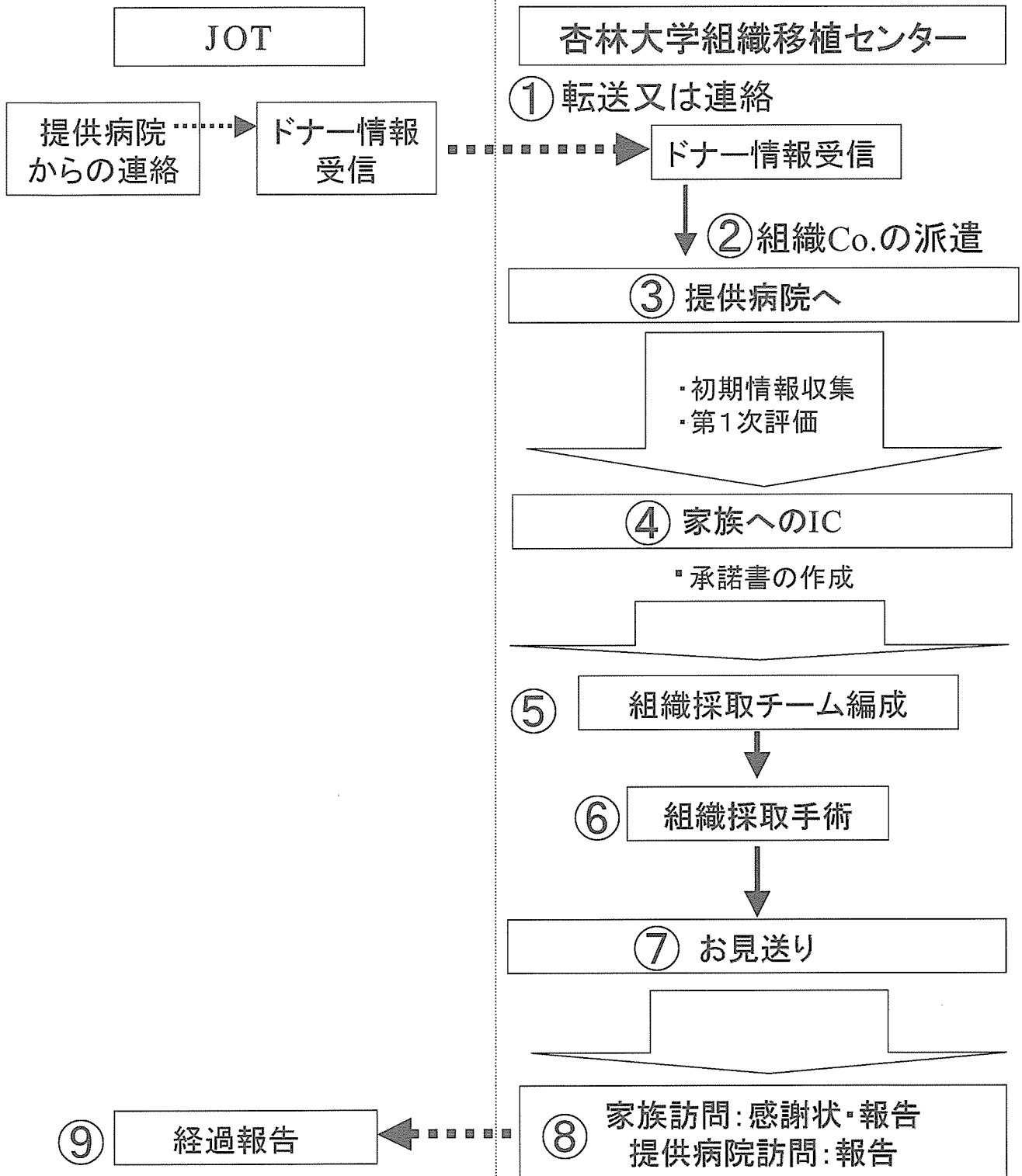
A JOTに提供病院又は家族から連絡が入った場合



B JOT Co.がICを行う際に、組織提供について 家族の意思が確認された場合



C 提供病院から又は家族からJOTへ心停止後に
連絡が入り、組織のみの提供の場合



病 院 長	救命救急センター長	看護部長	事務長	医事課長	庶務課長

病院長 殿

ドクターカー使用許可申請書

ドクターカーを使用したく、下記のとおり申請します。

申請年月日	年 月 日 ()			
使用日時 (予定)	月 日 時 分から	月 日 時 分まで		
搭乗者 (医師)	所属 氏名 (印)			
同乗者名	所属 氏名	所属 氏名		
使用目的	患者氏名 ()			
行先				

運行票 (使用後運転者が記入)

使用日時	月 日 時 分から	月 日 時 分まで		
走行距離	使用前	使用后	走行距離	
	km	km	km	
故障・破損等	無 ・ 有			
運転者名	氏名 (印)			

杏林大学医学部付属病院ドクターカー運用内規

制定 平成6年5月1日

(目 的)

第1条 この内規は杏林大学医学部付属病院(以下「大学病院」という)に配置するドクターカーを活用し、地域の救急医療施設及び消防機関等との円滑な連携体制のもとに、医師、看護師等が救急現場・搬送途上に出動し、高度な応急処置を行うことにより、救急患者の救命率の向上を図ることを目的とする。

(管 理)

第2条 ドクターカーの統括責任者は病院長とする。ただし、車両の管理及び運用責任者は救急センター長(以下「センター長」という)とする。

(使用基準)

第3条 ドクターカーの使用基準は次のとおりとする。

- (1) 患者搬送
 - (ア) 消防庁指令センター若しくは地域消防隊より入院、転送、治療が要請され、それが適当であると認められたとき。
 - (イ) 他の病院又は、医療施設より大学病院への入院、転送が要請され、それが適当であると認められたとき。
 - (ウ) 大学病院に入院、通院中の患者を他の医療施設に転送する際、医師又は看護婦の添乗が必要であると認められたとき。
- (2) 臓器・輸血用血液等の輸送
 - (ア) 災害発生時の派遣
 - (イ) 消防庁指令センターより、出動要請があったとき。
 - (ウ) その他病院長又はセンター長が、必要と認められた場合。

(搭乗者)

第4条 搭乗者は医師、看護婦(士)を原則とする。
2 前項に定める者以外で搭乗を希望する者があるときは、センター長の許可により、認められることがある。

(使用許可)

第5条 ドクターカーを使用する医師等は、別紙「ドクターカー使用許可申請書」に必要事項を記入し、事前に病院長の許可を得なければならない。

なお、出動までの手順については、別に細則に定める。
2 前項の規定にかかわらず、緊急時等にあつてはセンター長の判断により、口頭で許可することができるとする。ただし、運行後に必ず使用許可申請書を提出しなければならない。

(運行時間)

第6条 運行時間は原則として24時間体制とする。

(設備)

第7条 センター長は、搭載医療機器及び車両本体の整備について統括管理する。また、常時使用可能な状態に保つこととし、必要に応じ整備について関連職種に要請する。なお、整備に係る担当職種については、別に細則に定める。

附 則

この内規は平成6年5月1日より施行する。

杏林大学医学部付属病院ドクターカー運用内規細則（ ）

制定 平成 6 年 5 月 1 日

附 則

この細則は平成 6 年 5 月 1 日より施行する。

(目 的)

第 1 条 この細則は、杏林大学医学部付属病院ドクターカーの円滑な運用を図るために必要な事項を定める。

(出 動)

第 2 条 ドクターカーの出動は次の手順により行うこととする。

1. 出動受付及び許可

杏林大学医学部付属病院ドクターカー運用内規第 3 条（取用基準）により出動する際は、同内規第 5 条による手続を必要とするが、夜間の緊急時においては、管理当直医に口頭により許可を受けることとする。

2. 連絡

担当医師は、出動が決定された時点で看護婦（士）、並びに運転手及び麻酔医（夜間においては事務当直）へ連絡を行う。

3. 記録

担当医師及び看護婦（士）は、所定の記録簿に記載する。

4. 運行費

運転手は、ドクターカー出動後に運行費を庶務課に提出する。

(整 備)

第 3 条 ドクターカーの整備については、杏林大学医学部付属病院ドクターカー運用内規第 7 条（整備）にもとづき下記のとおり定める。

1. 関連医療機器の整備と管理は、臨床工学技士がおこなう。
2. 医療材料等の補充管理は、看護婦（士）がおこなう。
3. 関連薬品の補充管理は、薬剤科がおこなう。
4. 車輛の整備点検は、運転手がおこなう。

(使 用)

第 4 条 ドクターカーの運行に係る費用の徴収は、診療報酬にもとづき医事課がおこなう。

ドクターカー緊急走行時の高速道路使用の連絡方法について

ドクターカーでの高速道路緊急走行時以下の連絡を行う事。

- ① まず、高速道路に乗る前に、走行する高速道路の事務所又はインターチェンジに直接あらかじめ連絡する。
(各種高速道路連絡表は下記参照)
- ② 「杏林大学高度救命救急センタードクターカーですが、これから……のため、……インターから……インターまで緊急走行を行います。車のナンバーは多摩 88 す 9648 です。約……分後にインターチェンジに入りますので宜しくお願い致します。」
と乗るインターへ連絡する。
- ③ インター通過の際、
「先程、連絡しました、杏林大学ドクターカーです。」と言って、チケットに日付を入れて渡す。
各種高速チケットは用意してあります。
- ④ 復路も同じく
インターへ連絡し、チケットを渡し、通過する。

高速道路事務所連絡先

首都高速	03-3502-7311
関越道 (新座)	027-353-0211 0429-44-4111
道路公団	03-3506-0111
東名(夜間) (昼間)	044-866-6063 044-877-6913
東北道	048-061-4685
東関東(司令室)	048-757-2034 0474-33-1541
中央道	0426-91-7121
常磐道	0487-57-5161

*左の連絡先で連絡が見つからない時は最寄のインターに直接かける

主なインター・料金所

大泉インター(外環)	03-3921-7218
調布インター(中央道)	0424-83-8921
三鷹料金所(中央道)	0422-47-6352

- ⑤ 走行開始時と終了時には必ず走行記録を記入する。
- ⑥ 庶務課に使用申請書を提出する。